

## 千葉県留学生受入プログラムに係る協定書 (連携と学生離脱時の対応)

医療法人社団創造会（以下「受入施設」という。）、日本国際工科専門学校日本語科（以下「千葉県内日本語学校」という。）及び学校法人江戸川学園 江戸川学園おおたかの森専門学校（以下「介護福祉士養成施設」という。）は、相互の協力により「千葉県留学生受入プログラム」を円滑に実施することを目的にこの協定を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

### （協力事項）

第1条 受入施設、千葉県内日本語学校及び介護福祉士養成施設の間で連携体制を確立し、次の事項について相互に協力するよう努める。常に相互の信頼関係維持に努め、問題発生時は協議の上対応を決めることとする。

1. 日本語教育、日本文化習得の支援
2. 介護に関する知識習得の支援
3. 定着のための支援
4. 相互相談体制の確立、情報の共有
5. 充実した日本生活のためのサポート

### （プログラムの離脱時対応）

第2条 留学生が千葉県内日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍している期間に、進学・進級を取りやめる意思を明らかにするか、千葉県内日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学・休学する、又は失踪する等により本プログラムから離脱した場合は、次とおり対応する。

#### （1）千葉県内日本語学校在籍時

- ① 留学生が千葉県内日本語学校に在籍している期間に本プログラムから離脱した場合は、原則として、千葉県内日本語学校は、受入施設から支払われている留学生の学費・居住費助成金額の返還を要しない。ただし、留学生が本プログラムから離脱した原因が千葉県内日本語学校にあることが明らかである場合には、助成金の全額を受入施設に返還する。

② 前号の規定にかかわらず、千葉県内日本語学校は、留学生の離脱が明らかになつた翌月以降の月数に応じた学費・居住費助成金額を受入施設に返還するなど、受入施設の負担軽減に協力することができる。

(2) 千葉県内介護福祉士養成施設在籍時

① 留学生が介護福祉士養成施設に在籍している期間に本プログラムから離脱した場合は、原則として、介護福祉士養成施設は、受入施設から支払われている留学生の居住費助成金額の返還を要しない。ただし、留学生が本プログラムから離脱した原因が介護福祉士養成施設にあることが明らかである場合には、助成金の全額を受入施設に返還する。

② 前号の規定にかかわらず、介護福祉士養成施設は、留学生の離脱が明らかになつた翌月以降の月数に応じた居住費助成金額を受入施設に返還するなど、受入施設の負担軽減に協力することができる。

③ 留学生が介護福祉士修学資金を借り受けるに当たり、受入施設が連帯保証人となつており、かつ留学生が介護福祉士養成施設に在籍中に本プログラムから離脱したことにより、受入施設が連帯保証人として修学資金を返還する義務を負った場合は、受入施設は当該返還にかかる負担の軽減について、介護福祉士養成施設と対応を協議することができる。

(3) 受入施設の対応

留学生が千葉県内日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍している期間に本プログラムを離脱した場合は、受入施設は、マッチング機関に対し新たに本プログラムに参加する留学生を要望することができる。マッチング機関は、県内日本語学校、介護福祉士養成施設及び関係機関と協力して参加希望の留学生の確保に努め、確保できた場合は、受入施設は離脱した留学生に係る助成金を、新たに本プログラムに参加する留学生に係る助成金に振り替えることができる。

(守秘義務・秘密保持)

第3条 受入施設、千葉県内日本語学校及び介護福祉士養成施設は、協定を履行する上で知り得た情報及び相手方の秘密情報に対し守秘義務を負い、第三者に開示、漏洩又は協定の目的以外に利用してはならないものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第4条 受入施設、千葉県内日本語学校及び介護福祉士養成施設は、本協定により生ずる権利義務の全部又は一部を書面による承諾を得ないで、第三者に譲渡若しくは担保の用に供し又は承継させることはできない。

(協定の変更)

第5条 本協定を変更する場合は、受入施設、千葉県内日本語学校及び介護福祉士養成施設の記名捺印のある署名により行う。

(規定外事項)

第6条 本協定に定めのない事項が生じたとき、又は本協定の各事項の解釈につき疑義が生じたときは、受入施設、千葉県内日本語学校、介護福祉士養成施設及び千葉県と協議し、誠意をもって解決する。

(協定書の保管)

第7条 この協定書は、3部作成し、それぞれ一部ずつ保管する。

2023年10月1日

受入施設名 医療法人社団創造会

代表者名 理事長 土井 紀弘

千葉県内日本語学校名 日本国際工科専門学校日本語科

代表者名 理事長 湯澤 大介

介護福祉士養成施設名 学校法人江戸川学園 江戸川学園おおたかの森専門学校

代表者名 校長 原 賴信